

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成１７年条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第４項の譲渡所得を有する場合における第４条及び第11条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第５項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第４項」とあるのは「法附則第35条第５項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第１項」とあるのは「第32	附 則 （長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第34条第１項の譲渡所得を有する場合における第４条及び第11条の規定の適用については、第４条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第１項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 （短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条第１項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第１項」とあるのは「法附則第35条第１項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第31条第１項」とあるのは「第32

条第1項」と読み替えるものとする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2の6 第7項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6 第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の3 第13項の規定の適用を受ける場合における第11項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3 第13項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4 第4項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

条第1項」と読み替えるものとする。

（株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2 第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2 第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2 第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の2の6 第1項の規定の適用を受ける場合における前項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の2の6 第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の3 第3項の規定の適用を受ける場合における第5項の規定の適用については、同項中「株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「株式等に係る譲渡所得等の金額（法附則第35条の3 第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4 第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

得金額並びに法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4 第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例） 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4の2 第7項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2 第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3 第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3 第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3 第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3 第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	得金額並びに法附則第35条の4 第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4 第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4 第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 （先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例） 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第35条の4の2 第2項の規定の適用を受ける場合における前項の適用については、同項中「先物取引に係る雑所得等の金額」とあるのは、「先物取引に係る雑所得等の金額（法附則第35条の4の2 第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が法附則第33条の3 第1項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条及び第11条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3 第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3 第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3 第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
--	--

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。